平成２３年（フ）第１９００号
大阪市住吉区東粉浜１丁目７番１号
破産者　株式会社ジャスト
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８４９号
大阪市中央区材木町１番８号
破産者　インセル株式会社
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５６１号
大阪市東住吉区中野２丁目８番31号
破産者　株式会社ＪＣＳ
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８０９号
大阪市北区紅梅町５番13号　久野ビル３階、商業登記簿上の本店所在地大阪市港区弁天４丁目14番27―905号
破産者　有限会社マーズ
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６６６号
大阪府豊中市曽根東町５丁目７番15号
破産者　有限会社フレッジ
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１７号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番５号ステュディオ新大阪352号
破産者　株式会社鼎
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７７５号
大阪市平野区長吉川辺２丁目８番５号
破産者　有限会社正木組
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８３５号
大阪市港区南市岡３丁目６番59号キングスクエアＣ棟3703
破産者　株式会社キャップ
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９５１号
大阪市中央区博労町３丁目４番15号
破産者　株式会社日本マネジメントアカデミー
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９６５号
大阪市城東区今福西３丁目６番32号　ＤＧビル蒲生４丁目２Ｆ
破産者　リアルプロ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１号
北海道紋別郡湧別町緑町175番地
破産者　北新産業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２７１号
青森市大字駒込字桐ノ沢３番地46
破産者　株式会社悠々
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前211号
破産者　刈谷　徳治
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４９４号
群馬県前橋市朝倉町４丁目３番地33
破産者　金子美代子（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９７号
東京都日野市神明４丁目８番地の５神明・田口ハイツ203、開始決定時の住所東京都日野市東平山２丁目20番地の８コーポ小谷野101
破産者　庄司　邦子
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４９８号
東京都日野市神明４丁目８番地の５神明・田口ハイツ203、開始決定時の住所東京都日野市東平山２丁目20番地の８コーポ小谷野101
破産者　庄司　里美
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６４５号
東京都東大和市新堀３丁目11番地の20レジデンス新堀203
破産者　早川　光男
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７６２号
横浜市瀬谷区上瀬谷町32番地１
破産者　有限会社横浜大満物流
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３２号
横浜市戸塚区平戸町475
破産者　株式会社共進
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７４号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1131番地　藤ハイム103号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県茅ヶ崎市東海岸南１丁目１番１号
破産者　合資会社関谷種苗商会
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１４号
静岡市駿河区曲金３丁目６番８号
破産者　有限会社フィジカル設計
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部